

小児慢性特定疾病医療受給者証の記載事項が変わります

令和8年3月1日以降に交付する小児慢性特定疾病の医療受給者証から、保険者名・記号及び番号、および高額療養費の適用区分の記載が廃止となりました。

◎令和8年2月28日まで

小児慢性特定疾病医療受給者証									
公費負担者番号		52278025		受給者番号		1234567			
受診者	氏名	大阪 花子			生年月日				
					平成〇年〇月〇日				
	住所	阿倍野区旭町〇丁目〇番〇号							
	保険者	全国健康保険協会大阪支部							
記号及び番号	1234567・999			適用区分	ウ				
疾病名		11・042							
保護者	氏名	大阪 太郎			続柄				
					父				
住所	阿倍野区旭町〇丁目〇番〇号								
指定医療機関名	全国の指定小児慢性特定疾病医療機関								
負担	自己負担上限月額	月額 10,000 円			階層区分	V			
	入院時食事療養費自己負担	1/2自己負担		高額かつ長期	非該当				
	人工呼吸器等装着	非該当		重症患者認定	非該当				
	受診者と同じ世帯内にいる指定難病又は小児慢性特定疾病の医療費助成の受給者				なし				
	有効期間								
上記のとおり認定する。									
大 阪 市 長									

◎令和8年3月1日以降

小児慢性特定疾病医療受給者証									
公費負担者番号		52278025		受給者番号		1234567			
受診者	氏名	大阪 花子			生年月日				
					平成〇年〇月〇日				
住所	阿倍野区旭町〇丁目〇番〇号								
疾病名		11・042							
保護者	氏名	大阪 太郎			続柄				
					父				
住所	阿倍野区旭町〇丁目〇番〇号								
指定医療機関名	全国の指定小児慢性特定疾病医療機関								
負担	自己負担上限月額	月額 10,000円			階層区分	V			
	入院時食事療養費自己負担	1/2自己負担		高額かつ長期	非該当				
	人工呼吸器等装着	非該当		重症患者認定	非該当				
	受診者と同じ世帯内にいる指定難病又は小児慢性特定疾病の医療費助成の受給者				なし				
	有効期間								
上記のとおり認定する。									
大 阪 市 長									

加入医療保険が変更となる場合の届出について

受給者証への記載は廃止となりますが、加入医療保険に変更が生じた場合は、届出を行っていただく必要があります。届出による新たな受給者証の交付の有無については、次のとおりです。

保険者・記号及び番号・適用区分の記載 (現在お持ちの受給者証)	加入医療保険変更の届出による受給者証の交付
記載がある	保険者・記号及び番号・適用区分の記載を廃止した受給者証を新たに交付します。
記載がない	新しい受給者証の交付は行いません。 ※自己負担上限月額に変更が生じる場合(生活保護の受給を開始された場合など)は新しい受給者証を交付します。

▶届出を行い、保険者・記号及び番号・適用区分の記載を廃止した受給者証の交付をお待ちいただく間、現在お持ちの受給者証に「保険者」「記号及び番号」「適用区分」が記載されている場合や、記載事項が加入されている医療保険情報と異なる場合も、有効期間内であれば、使用することができます。
(ただし、生活保護受給の開始や廃止を伴う場合は除きます。)